

金沢市土地境界復元費補助金交付制度

令和6年能登半島地震による液状化被害を受けた土地において、境界再確定に合わせて行う境界構造物の移設・復旧に要する費用を支援します。

基本要件

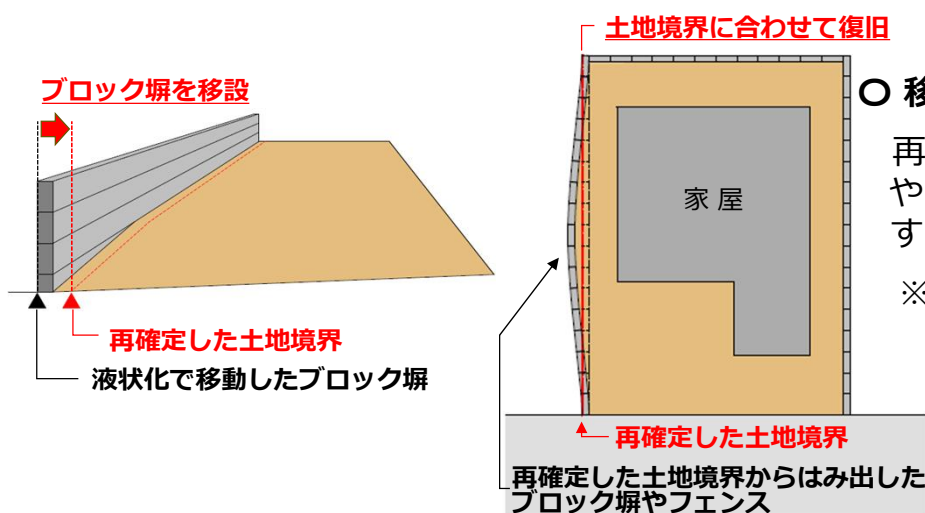
対象者

地震による液状化に伴い地籍再調査を実施した区域内の土地の所有者、管理者又は占有者

(管理者又は占有者は、所有者から工事の施工について承諾を得たものに限る)

補助対象

土地境界再確定に合わせて行う、境界構造物（ブロック塀・フェンス等）の移設・復旧に要する費用



○ 移設・復旧工事（撤去処分含む）

再確定した土地境界へブロック塀やフェンスを移設・復旧（再整備）する工事

※令和6年能登半島地震発生時に土地の境界を示す用に供されていたものが対象

補助額

対象工事費の全額を対象とし、下記の1m当たりの単価を上限として、最大100万円を補助します。

※対象工事費とは、境界構造物の移設、復旧に要した工事費用（取り壊し、処分費を含む）の合計です（消費税及び地方消費税を含む）。

【各境界構造物の1m当たりの単価の上限】

- | | |
|-----------|-------|
| ・ブロック塀 | 2万円/m |
| ・フェンス | 2万円/m |
| ・その他境界構造物 | 2万円/m |

【問い合わせ先】

金沢ものづくり会館 2階 栗崎地区復旧支援相談窓口

【専用ダイヤル ☎076-208-3085】

〒920-0226 金沢市栗崎町4丁目80番地1

金沢市 危機管理監 危機管理課 被災地区復旧推進室

↓金沢市HP



〈2次元コード〉